

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	68
契約番号	6農振財契第1118号
件名	立川庁舎構内樹木伐採及び伐根、舗装業務委託
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	別紙仕様書のとおり
概要	別紙仕様書のとおり
契約期間	契約確定の日の翌日から令和7年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	次の要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 東京都における令和5・6年度建設工事等競争入札参加有資格者で、営業種目2700「造園」に登録している者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年1月23日（木） 午前10時00分（入札期間は指名通知時に連絡）
希望申出期間	令和6年12月24日（火）午前10時から令和7年1月8日（水）午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(4)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕（必要事項を記入） (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕（必要事項を記入） (3) 東京都の「令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し (4) 東京都の「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書（工事）」の写し
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合（親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合）には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果（落札業者名、落札金額等）については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 管理係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 03-528-0505

仕 様 書

- 1 件 名 立川庁舎構内樹木伐採及び伐根、舗装業務委託
- 2 履行場所 東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
公益財団法人東京都農林水産振興財団
- 3 契約期間 契約確定の日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 作業概要 (1)立川庁舎本館正面玄関付近のシラカシ(別紙 1 の No.74) の
伐採及び伐根、インターロッキングブロックによる舗装を行う。

(2)立川庁舎本館西側広場のヒマラヤスギ(別紙 1 の No,161) の
伐採を行う。
- 5 適用範囲 この仕様書は、「街路樹等維持標準仕様書」(緑地管理編)
(平成 25 年 4 月東京都建設局公園緑地部)(以下、「標準仕様書」と
する。)に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。
- 6 特記事項
 - (1) 対象樹木、作業内容
「別紙 1 対象樹木位置図」
「別紙 2 No.74 シラカシ伐根後の舗装処理について」のとおり。
 - (2) 発生材の処分
全量場外持ち帰り適正に処分すること。
 - (3) 作業時間
作業は、原則として土日祝祭日を除く平日午前 8 時 3 0 分から午後 4 時
3 0 分の間で行うこと。
 - (4) 作業計画書の提出
作業開始前に作業計画書をあらかじめ作成し、財団の承認を得ること。

(5) 報告書の提出

本業務に当たり、次の書類を財団に提出すること。

- ア 伐採・伐根樹木受入れ伝票総括書
- イ 作業記録写真（撮影方法については次項のとおり）
- ウ 上記以外に財団から提出を求められた書類

(6) 作業記録写真

写真撮影については、財団の指示に従うこと。

- ① 全景写真（区域別・樹種別・作業別）：作業前・作業後
- ② 局部写真（区域別・樹種別・作業別）：作業前・作業後

※ 作業前・作業後の写真は同一の場所で撮影すること。

※ 写真アルバムには撮影日時間・撮影場所・樹種名を明記すること。

(7) 伐採樹木の再資源化施設への搬出

この伐採作業で発生する伐採樹木は受託者が、「東京都リサイクルガイドライン（東京都環境局）に基づき、受入条件等を確認した上で適切な施設を選定する。処分費をマニフェスト及び重量証明表等で確認集計し、報告すること。

(8) 現場管理者

受託者は委託契約後、造園施工管理技士を現場管理者として 1 名以上配置し、安全衛生管理を行うこと。

(9) 高所作業における安全管理

- ① 樹上作業を行う場合、地上 2m 以上においては、造園用の安全帯二丁掛けを使用すること。安全帯は二点支持することを原則とする。また、幹に掛けることを基本とし、足場となる枝に掛けてはならない。また、安全帯を回す幹や足場とする枝には異常がないか十分確認すること。
- ② 作業員にはヘルメット・安全（反射）ベスト・安全帯（二丁掛）の安全装具の着用を義務付けること。また、作業に先立ち、毎朝、作業手順及び作業員の健康状態の確認を行うこと。
- ③ はしごを使用する場合、昇降時においては安全帯二丁掛け（二点支持）とし、二人作業として、一人が必ずはしごを支えること。また、はしご上部はしっかり固定すること。

(10) 敷地内作業（作業にともなう片側通行及び通行止めへの対応）

公道及び敷地内車道歩道での作業においては、通行人、職員、車両等の通行の妨げにならないように配慮する。

作業車両による全面通行止めが発生する場合は、事前に場所、日時、迂回路の提示を行うこと。

実際の作業に従事するものとは別に誘導員又は現場監督者を 1 名以上配置し、通行者への誘導を行い第三者災害の防止に努めること。

- (11) 受託者は本件業務の全部を第三者に再委託することはできない。一部を再委託する場合には次の要件を満たす業者を選定することとし、事前に書面にて再委託内容を報告し、財団の許可を得ること。

ただし、現場管理者については再委託することはできない。

ア 当該作業にかかる作業能力を有すること。

イ 東京都の競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中及び排除措置中ではないこと。

- (12) 作業中は現場管理者が常時立会い、作業全体を監督すること。

- (13) 建物や電線等の破損を防止する措置をとること。万一、損害を与えた場合には現状復帰を行うこと。

7 支払い方法

検査完了後、適法な支払い請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

8 環境により良い自動車利用について

本契約の履行にあたって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の自動車であること。

なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

9 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、脱炭素化や **HTT** の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

＜その他の環境配慮＞

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

10 その他

- （１） 本契約の内容及び履行に際して知り得た秘密は、契約期間中はもとより契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
- （２） 本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りではない。
- （３） 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないよう十分な対応（引継ぎ及び資料の提供など）を行うこと。
- （４） 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- （５） 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- （６） 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定すること。
- （７） 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、財団と協議し決定する。

担当

〒190-0013

東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号

公益財団法人東京都農林水産振興財団

管理課管理係

TEL 042-528-0505

対象樹木位置図

別紙1



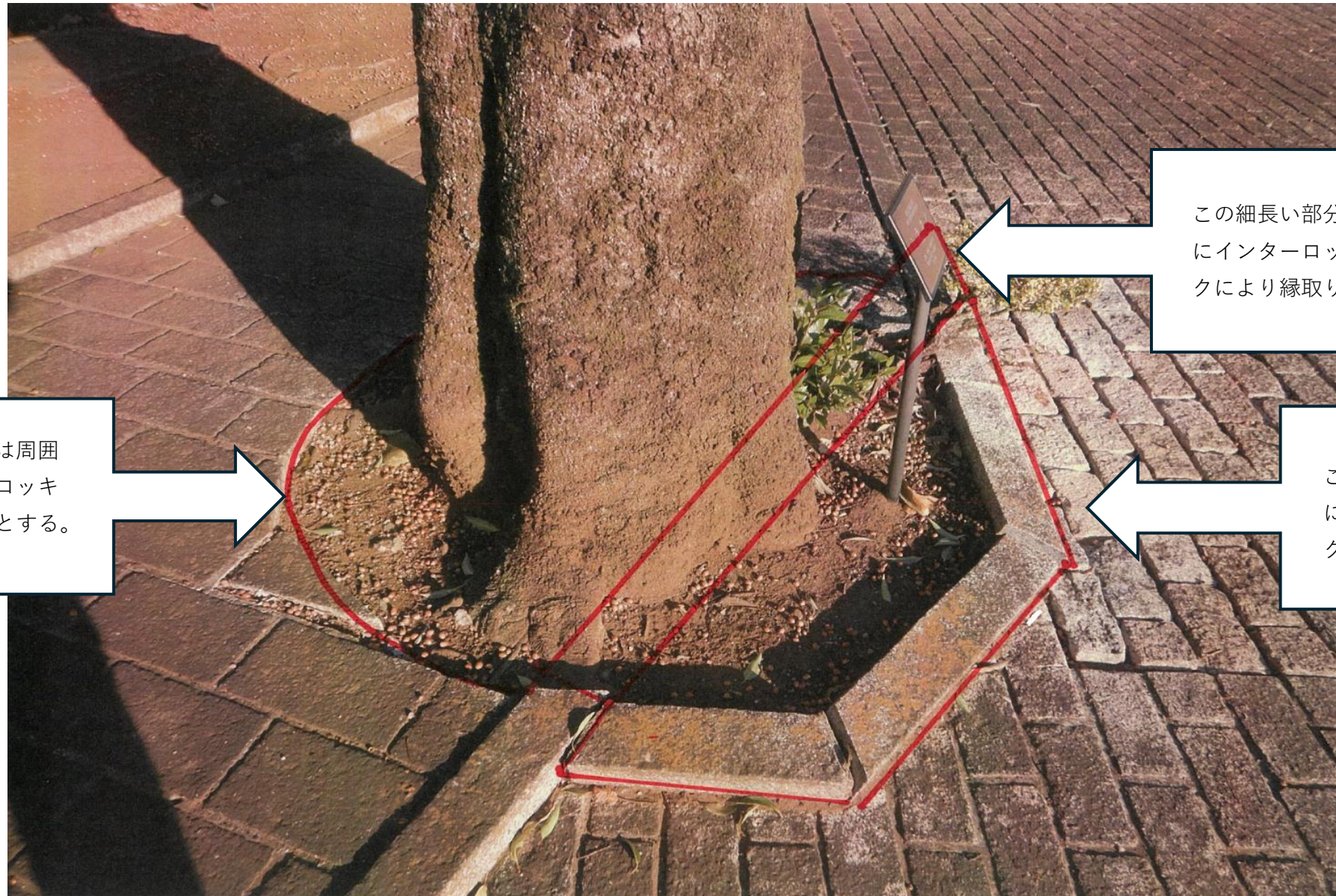
対象樹木（2本）

No.74 シラカシ（伐採、伐根、舗装）

No.161 ヒマラヤスギ（伐採）

No.74シラカシ伐根後の舗装処理について

別紙2



この半円形の部分は周囲と同様にインターロッキングブロック舗装とする。

この細長い部分は周囲と同様にインターロッキングブロックにより縁取りする。

この台形の部分は周囲と同様にインターロッキングブロック舗装とする。